

食品安全委員会事務局の組織見直しに伴う
食品安全委員会緊急時対応指針の一部改正(案)について

令和 5 年 3 月 28 日
食品安全委員会事務局

1 改正趣旨

農薬のリスク評価体制の強化等を図るため、食品安全委員会事務局の組織見直しが行われ、令和 5 年 4 月 1 日付で農薬評価室の新設等が行われることとなった。

[組織見直しの概要]

- ・ 農薬の食品健康影響評価に関する事項を所掌する農薬評価室を評価第一課に新設
- ・ リスクコミュニケーション官の廃止

このため、食品安全委員会緊急時対応指針（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定）について、緊急時連絡ルートの改正等の所要の改正を行うとともに、所要の規定の整備を行う。

2 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

食品安全委員会緊急時対応指針（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定）の一部を改正する決定（案）

食品安全委員会緊急時対応指針（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定）の一部を次の表のように改正する。

（下線は改正部分）

改 正 後	改 正 前
Ⅲ 平時からの対応 1 （略） 2 平時からの情報収集等 （1） （略） （2）情報・勧告広報課による情報収集等 ① 情報・勧告広報課は、平時から、事務局各課と連携して、次に掲げる主要な情報収集先から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、広く食品危害情報及び科学的知見の収集を行うこととする。 ・ 食の安全ダイヤル及び食品安全モニター ・ 地方公共団体 ・ 関係試験研究機関（厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所、厚生労働省国立感染症研究所、<u>（国研）</u>医薬基盤・健康・栄養研究所、農林水産省動物医薬品検査所、<u>（独）</u>農林水産消費安全技術センター、<u>（国研）</u>農業・食品産業技術総合研究機構、<u>（国研）</u>農業生物資源研究所、<u>（国研）</u>国際農林水産業研究センター、<u>（国研）</u>水産研究・教育機構等） ・ 関係団体（医療機関等） ②・③ （略）	Ⅲ 平時からの対応 1 （略） 2 平時からの情報収集等 （1） （略） （2）情報・勧告広報課による情報収集等 ① 情報・勧告広報課は、平時から、事務局各課と連携して、次に掲げる主要な情報収集先から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、広く食品危害情報及び科学的知見の収集を行うこととする。 ・ 食の安全ダイヤル及び食品安全モニター ・ 地方公共団体 ・ 関係試験研究機関（厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所、厚生労働省国立感染症研究所、<u>（独）</u>国立健康・栄養研究所、農林水産省動物医薬品検査所、<u>（独）</u>農林水産消費安全技術センター、<u>（独）</u>農業・食品産業技術総合研究機構、<u>（独）</u>農業環境技術研究所、<u>（独）</u>農業生物資源研究所、<u>（独）</u>国際農林水産業研究センター、<u>（独）</u>水産総合研究センター等） ・ 関係団体（医療機関等） ②・③ （略）

(3)・(4) (略)

3 平時からの情報提供等

(1) (略)

(2) 情報・勧告広報課は、平時から、リスク管理機関と連携しつつ、国民との意見交換会やマスメディア関係者との意見交換を実施するなど、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。

4・5 (略)

IV 初動対応

1 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理
委員会に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡があった場合には、受付者は、「消費者安全情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官通報シート」(別紙様式1)により、必要な情報の聴取及び記録を行うとともに、情報提供者に対し、当該情報に関する資料の有無を確認し、関連する資料がある場合には、迅速な資料の提供を依頼することとする。

2～5 (略)

V 対応策の実施等

1 (略)

(3)・(4) (略)

3 平時からの情報提供等

(1) (略)

(2) 情報・勧告広報課及びリスクコミュニケーション官は、平時から、リスク管理機関と連携しつつ、国民との意見交換会やマスメディア関係者との意見交換を実施するなど、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。

4・5 (略)

IV 初動対応

1 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理
委員会に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡があった場合には、受付者は、「消費者安全情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官通報シート」(別紙様式1)により、必要な情報の聴取及び記録を行うとともに、情報提供者に対し、当該情報に関する資料の有無を確認し、関連する資料がある場合には、FAX等による迅速な資料の送付を依頼することとする。

2～5 (略)

V 対応策の実施等

1 (略)

2 緊急時における情報提供及びリスクコミュニケーション

(1) 情報・勧告広報課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、V1(1)②の規定において作成された情報提供資料を速やかにホームページに掲載するなど、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、また、地方公共団体等関係機関の協力を得てきめ細かく国民に対し迅速かつ適切に当該緊急事態等に関する科学的知見を提供する。

また、情報・勧告広報課は、リスク管理機関と緊密に連携しつつ、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の当該緊急事態等に関する正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。

(2)～(4) (略)

(別紙様式2)

緊急時における対応記録票

対応日： 年 月 日 ()
対応者： 課 ()

□ 情報連絡・受信記録			
月 日 () 時 分		受付方法	□ 電話 □ FAX □ メール
連絡者	所属		
	氏名		
	連絡先	TEL： — — (内線：)	
<連絡内容>			

2 緊急時における情報提供及びリスクコミュニケーション

(1) 情報・勧告広報課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、V1(1)②の規定において作成された情報提供資料を速やかにホームページに掲載するなど、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、また、地方公共団体等関係機関の協力を得てきめ細かく国民に対し迅速かつ適切に当該緊急事態等に関する科学的知見を提供する。

また、リスクコミュニケーション官とともに、リスク管理機関と緊密に連携しつつ、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の当該緊急事態等に関する正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。

(2)～(4) (略)

(別紙様式2)

緊急時における対応記録票

対応日：平成 年 月 日 ()
対応者： 課 ()

□ 情報連絡・受信記録			
月 日 () 時 分		受付方法	□ 電話 □ FAX □ メール
連絡者	所属		
	氏名		
	連絡先	TEL： — — (内線：)	
<連絡内容> ※詳細に記入すること（発生日時・場所、患者数、発生原因・状況等）			

		参考関連資料の有無	
		☐ 有 ☐ 無 (※有の場合は要添付)	
情報 連 絡 先	☐ 委員会委員 ☐ 局長 ☐ 次長 ☐ 総務課 ☐ 評価第一課		
	☐ 評価第二課 ☐ 情報・勧告広報課 ☐ 農薬評価室長		
	☐ 評価調整官 ☐ 評価情報分析官 (※連絡済みのところに✓を記入)		
☐ 対 応 記 録			
件 名			月 日 () 時 分
<対応内容> ※詳細に記入すること			
※ 記入後は速やかに情報・勧告広報課交流係まで提出すること (別添1)			
食品安全委員会第一次参集要員等			
【第一次参集要員】(原因にかかわらず緊急時に参集)			
総務課		課長補佐(総括・国際担当)	
		総括係長	

		参考関連資料の有無	
		☐ 有 ☐ 無 (※有の場合は要添付)	
情報 連 絡 先	☐ 委員会委員 ☐ 局長 ☐ 次長 ☐ 総務課 ☐ 評価第一課		
	☐ 評価第二課 ☐ 情報・勧告広報課 ☐ リスクコミュニケーション官		
	☐ 評価情報分析官 (※連絡済みのところに✓を記入)		
☐ 対 応 記 録			
件 名			月 日 () 時 分
<対応内容> ※詳細に記入すること			
※ 記入後は速やかに情報・勧告広報課交流係まで提出すること (別添1)			
食品安全委員会第一次参集要員等			
【第一次参集要員】(原因にかかわらず緊急時に参集)			
総務課		課長補佐(総括・緊急時対応担当)	
		総括係長	

情報・勧告広報課	課長補佐(管理、勧告・モニタリング担当)
	課長補佐(情報担当)
	<u>課長補佐(リスクコミュニケーション担当)</u>
	交流係長

【原因別参集要員】(原因により必要に応じて参集)

原因が生物系の場合	
(略)	(略)
(略)	(略)
原因が化学物質系の場合	
評価第一課	課長補佐(添加物担当) 課長補佐(農薬担当) 課長補佐(化学物質・ <u>汚染物質</u> 等担当)
情報・勧告広報課	(略)
原因が新食品等他の場合	
(略)	(略)
(略)	(略)
上記に加え、原因が海外関係の場合	
総務課	<u>国際係</u>

リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧

(別添2)

情報・勧告広報課	課長補佐(管理、勧告・モニタリング担当)
	課長補佐(情報担当)
	交流係長

【原因別参集要員】(原因により必要に応じて参集)

原因が生物系の場合	
(略)	(略)
(略)	(略)
原因が化学物質系の場合	
評価第一課	課長補佐(添加物担当) 課長補佐(農薬担当) 課長補佐(化学物質等担当)
情報・勧告広報課	(略)
原因が新食品等他の場合	
(略)	(略)
(略)	(略)
上記に加え、原因が海外関係の場合	
総務課	<u>課長補佐(国際・調査・研究担当)</u>

リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧

(別添2)

■ 消費者庁 (代表)03-3507-8800
(略)

■ 厚生労働省 (代表)03-5253-1111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課	03-3595-2326	03-3503-7965
【関係課】		
・医薬・生活衛生局食品基準審査課 ・医薬・生活衛生局食品監視安全課		

■ 農林水産省 (代表)03-3502-8111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
消費・安全局食品安全政策課 食品安全危機管理官	03-3502-2319	03-3597-0329
【関係課】		
・消費・安全局総務課 ・消費・安全局消費者行政・食育課 ・消費・安全局食品安全政策課 ・消費・安全局農産安全管理課 ・消費・安全局畜水産安全管理課 ・消費・安全局植物防疫課 ・消費・安全局動物衛生課		

■ 環境省 (代表)03-3581-3351

■ 消費者庁 (代表)03-3507-8800
(略)

■ 厚生労働省 (代表)03-5253-1111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
医薬食品局食品安全部企画情報課	03-3595-2326	03-3503-7965
【関係課】		
・医薬食品局食品安全部基準審査課 ・医薬食品局食品安全部監視安全課		

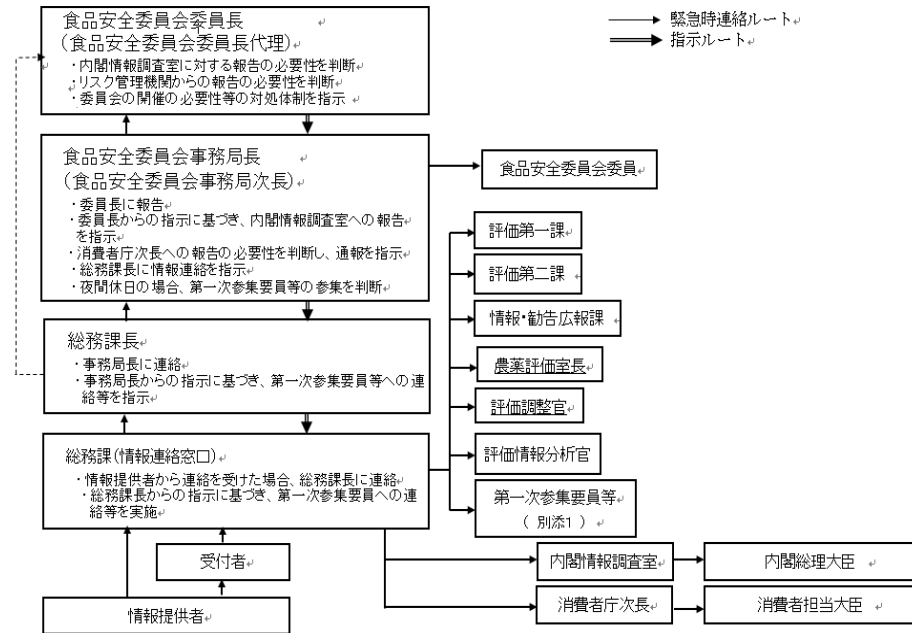
■ 農林水産省 (代表)03-3502-8111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
消費・安全局消費・安全政策課 食品安全危機管理官	03-3502-2319	03-3597-0329
【関係課】		
・消費・安全局総務課 ・消費・安全局消費・安全政策課 ・消費・安全局表示・規格課 ・消費・安全局農産安全管理課 ・消費・安全局畜水産安全管理課 ・消費・安全局植物防疫課 ・消費・安全局動物衛生課		

■ 環境省 (代表)03-3581-3351

(略)

(別添3) 食品安全委員会緊急時連絡ルート



(別添4-①)

緊急時における対応チェックリスト

～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時～

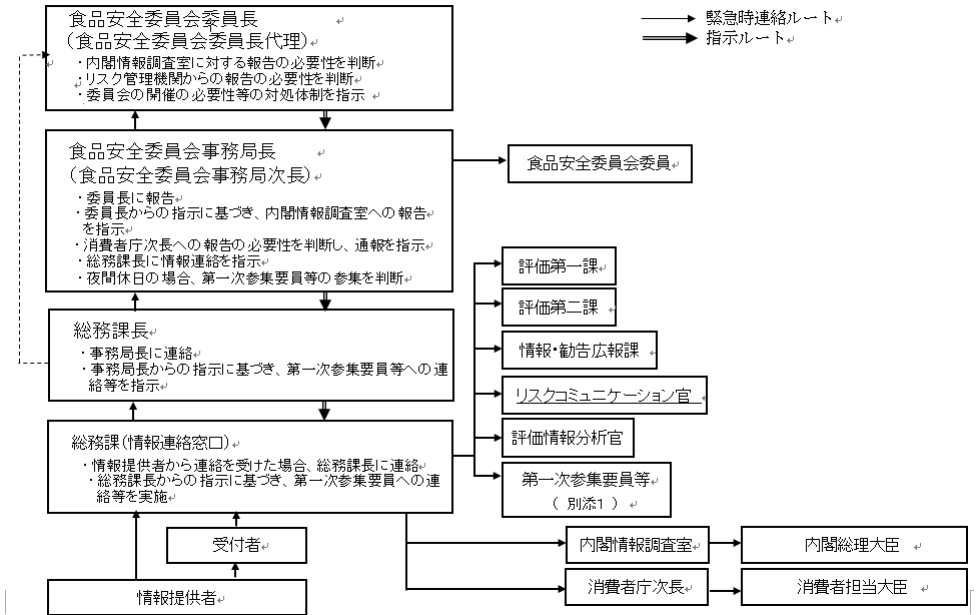
【主に用意すべき資料・様式】

(略)

【食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時に受付者が行うべき事項】

(略)

(別添3) 食品安全委員会緊急時連絡ルート



(別添4-①)

緊急時における対応チェックリスト

～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時～

【主に用意すべき資料・様式】

(略)

【食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時に受付者が行うべき事項】

通報受理	☐ 消費者安全情報の通報受付シートを用い、必要な情報を漏れなく聴取したか？ ☐ 情報提供者に対し、論文や報道等の関連情報の有無を確認し、論文名、報道機関名等を詳細に聴取するとともに <u>資料の提供</u> を依頼したか？
(略)	(略)

(別添 4－②)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時～

【主に用意すべき資料・様式】

(略)

【委員会内への情報連絡時に判断、実施すべき事項】

総務課	☐ 受付者から情報連絡を受けた食中毒等の情報は、緊急事態等に該当するのか？ ☐ 該当すると判断した場合に事務局長に速やかに情報連絡を行ったか？ ☐ 他に情報連絡が必要な委員、職員等に連絡したか？ ☐ 委員会委員 ☐ 次長 ☐ 評価第一課 ☐ 評価第二課 ☐ 情報・勧告広報課 ☐ <u>農薬評価室長</u> ☐ <u>評価調整官</u> ☐ 評価情報分析官
-----	---

通報受理	☐ 消費者安全情報の通報受付シートを用い、必要な情報を漏れなく聴取したか？ ☐ 情報提供者に対し、論文や報道等の関連情報の有無を確認し、論文名、報道機関名等を詳細に聴取するとともに、 <u>FAX等による資料の送付</u> を依頼したか？
(略)	(略)

(別添 4－②)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時～

【主に用意すべき資料・様式】

(略)

【委員会内への情報連絡時に判断、実施すべき事項】

総務課	☐ 受付者から情報連絡を受けた食中毒等の情報は、緊急事態等に該当する のか？ ☐ 該当すると判断した場合に事務局長に速やかに情報連絡を行ったか？ ☐ 他に情報連絡が必要な委員、職員等に連絡したか？ ☐ 委員会委員 ☐ 次長 ☐ 評価第一課 ☐ 評価第二課 ☐ 情報・勧告広報課 ☐ <u>リスクコミュニケーション官</u> ☐ 評価情報分析官 ☐ 事務局長からの指示を受け、消費者庁次長に速やかに
-----	---

	☐ 事務局長からの指示を受け、消費者庁次長に速やかに報告を行ったか？ ☐ 事務局長からの指示を受け、内閣情報調査室に直ちに報告を行ったか？
(略)	(略)
(略)	(略)

(別添４－③)

緊急時における対応チェックリスト
～第一次参集要員等の参集時～

【主に用意すべき資料・様式】

(略)

【第一次参集要員等が参集時において行うべき事項】

状況把握	(略)
情報収集等	☐ どこから情報を収集すべきか？ ◇リスク管理機関の関係課はどこか？ ◇関係機関はどこか？（試験研究機関、国際機関等） ☐ 当該緊急事態等に係る危害要因を専門とする委員、専門委員は誰か？ ◇他の専門家の紹介依頼が必要か？ ☐ 作成した資料等はどこまで配付すべきか？

	報告を行ったか？ ☐ 事務局長からの指示を受け、内閣情報調査室に直ちに報告を行ったか？
(略)	(略)
(略)	(略)

(別添４－③)

緊急時における対応チェックリスト
～第一次参集要員等の参集時～

【主に用意すべき資料・様式】

(略)

【第一次参集要員等が参集時において行うべき事項】

状況把握	(略)
情報収集等	☐ どこから情報を収集すべきか？ ◇リスク管理機関の関係課はどこか？ ◇関係機関はどこか？（試験研究機関、国際機関等） ☐ 当該緊急事態等に係る危害要因を専門とする委員、専門委員は誰か？ ◇他の専門家の紹介依頼が必要か？ ☐ 作成した資料等はどこまで配付すべきか？ <u>（FAX等の送付）</u>

(別添４－⑤)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報提供時～

【情報提供の資料作成時に確認すべき資料】

資 料 作 成	☐ 以下のものを作成したか？ ◇情報提供資料 ◇Q & A ◇委員長談話、委員会の考え方 ◇プレスリリース原稿 ◇記者発表原稿 ◇想定問答 ◇当該緊急事態に関するWebページ ◇SNS ◇通知 ◇記者レク資料 ◇意見交換会及び講演会等資料 ◇その他（ ）
(略)	(略)

【情報提供時に確認すべき事項】

情 報 提 供	☐ 状況に応じて提供手段を選んでいるか？ ◇記者会見 ◇ホームページ ◇SNS ◇TV出演（全国ネット・地方局） ◇ラジオ出演 ◇新聞（ 全国紙・地方紙・ミニコミ紙） ◇雑誌 ◇政府広報 ◇CM ◇通知 ◇意見交換会 ◇講演会 ◇その他（ ）
------------------	--

(別添４－⑤)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報提供時～

【情報提供の資料作成時に確認すべき資料】

資 料 作 成	☐ 以下のものを作成したか？ ◇情報提供資料 ◇Q & A ◇委員長談話、委員会の考え方 ◇プレスリリース原稿 ◇記者発表原稿 ◇想定問答 ◇当該緊急事態に関するWebページ ◇通知 ◇記者レク資料 ◇意見交換会及び講演会等資料 ◇その他（ ）
(略)	(略)

【情報提供時に確認すべき事項】

情 報 提 供	☐ 状況に応じて提供手段を選んでいるか？ ◇記者会見 ◇ホームページ ◇TV出演（全国ネット・地方局） ◇ラジオ出演 ◇新聞（ 全国紙・地方紙・ミニコミ紙） ◇雑誌 ◇政府広報 ◇CM ◇通知 ◇意見交換会 ◇講演会 ◇その他（ ）
------------------	--

確 認 事 項	(略)	確 認 事 項	(略)
備考 表中の（ ）の記載は注記である。			

附 則

この決定は、令和5年4月1日から施行する。